



## 第二節 共通事項

### 第一款 移動等円滑化された経路

(移動等円滑化された経路)  
第四条 公共用通路(旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客施設の外部にあるものをいふ。以下同じ。)と車両等の乗降口との間の経路であつて、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの(以下「移動等円滑化された経路」という。)を、乗降場ごとに一以上設けなければならない。

2 移動等円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設ければならない。

3 旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一緒に利用される他の施設の傾斜路(第六項の基準に適合するものに限る。)又はエレベーター(第七項の基準に適合するものに限る。)を利用することにより高齢者、障害者等が旅客施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することができない場合も、また同様とする。

4 移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。  
イ 幅は、九十分メートル以上であるこ

と。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十分メートル以上とするこ

とができる。

二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のも

のであること。  
一 箱及び昇降路の出入口の幅は、百四十センチメートル以上であるこ

と。ただし、構造上の理由によりやむを得な

い場合は、八十分メートル以上とするこ

とができる。

二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、九十分メートル以上であるこ

と。ただし、構造上の理由によりやむを得な

い場合は、八十分メートル以上とするこ

とができる。

三 次号に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

四 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

五 移動等円滑化された経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 幅は、百四十センチメートル以上であるこ

と。ただし、構造上の理由によりやむを得な

い場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を百二十センチメートル以上とすることができる。

二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、九十分センチメートル以上であるこ

と。ただし、構造上の理由によりやむを得な

い場合は、八十分センチメートル以上とす

ることができる。

四 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

五 照明設備が設けられること。

六 通過する際に支障となる段がないこと。

七 次号に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

八 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

九 照明設備が設けられること。

十 照明設備が設けられること。

十一 照明設備が設けられること。

十二 照明設備が設けられること。

十三 照明設備が設けられること。

十四 照明設備が設けられること。

十五 照明設備が設けられること。

十六 照明設備が設けられること。

十七 照明設備が設けられること。

十八 照明設備が設けられること。

二 籠の内法幅は百四十センチメートル以上であり、内法奥行きは百三十五センチメートル以上であること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に昇降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)については、この限りでない。

三 籠内外に、車椅子使用者が昇降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けられていること。ただし、前号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

四 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他に類するものがめ込まれていること。これらは籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。

五 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものであること。

六 籠内外に手すり(握り手その他これに類する設備を含む。以下同じ。)が設けられていること。

七 籠内外に操作盤及び乗降ロビーや操作盤が設けられていること。

八 籠内外及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤が設けられていること。

九 籠内外に設ける操作盤及び乗降ロビーや操作盤のうちそれぞれ一以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できる構造となっていること。

十 籠内外に設ける操作盤及び乗降ロビーや操作盤のうちそれぞれ一以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できる構造となっていること。

十一 乗降ロビーの幅は百五十センチメートル以上であり、奥行きは百五十センチメートル以上であること。

十二 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられていること。ただし、籠内外及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が二のみである場合は、この限りでない。

十三 乘降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路(次項及び第七十条第四項において「乗継ぎ経路」という。)のうち、第二項から第九項まで

客施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

四 移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。ただし、第七号及び第八号について、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち一のみが適合しない。

五 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することができない場合には、同一平面にあること。

六 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

七 平面上において、三枚以上の踏み段が同一の限りでない。

八 上り専用のものと下り専用のものと色相又は明度、色相又は彩度の差が大きいことによる踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。

九 上り専用のものと下り専用のものと色相又は明度、色相又は彩度の差が大きいことによる踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。

十 上り専用のものと下り専用のものと色相又は明度、色相又は彩度の差が大きいことによる踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。

十一 上り専用のものと下り専用のものと色相又は明度、色相又は彩度の差が大きいことによる踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。

十二 上り専用のものと下り専用のものと色相又は明度、色相又は彩度の差が大きいことによる踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。

十三 上り専用のものと下り専用のものと色相又は明度、色相又は彩度の差が大きいことによる踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。

十四 上り専用のものと下り専用のものと色相又は明度、色相又は彩度の差が大きいことによる踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。

十五 上り専用のものと下り専用のものと色相又は明度、色相又は彩度の差が大きいことによる踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。

十六 上り専用のものと下り専用のものと色相又は明度、色相又は彩度の差が大きいことによる踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。

十七 上り専用のものと下り専用のものと色相又は明度、色相又は彩度の差が大きいことによる踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。

十八 上り専用のものと下り専用のものと色相又は明度、色相又は彩度の差が大きいことによる踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。

十九 上り専用のものと下り専用のものと色相又は明度、色相又は彩度の差が大きいことによる踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。

二十 上り専用のものと下り専用のものと色相又は明度、色相又は彩度の差が大きいことによる踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。

二十一 上り専用のものと下り専用のものと色相又は明度、色相又は彩度の差が大きいことによる踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。

二十二 上り専用のものと下り専用のものと色相又は明度、色相又は彩度の差が大きいことによる踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。

の差は、できる限り小さくしなければならない。

## 第二款 通路等

**第五条** 通路は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。  
一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

二 段を設ける場合は、当該段は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を設ける場合は、当該段は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イの明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであること。

二 手すりが両側に設けられていること。

イ 踏面の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

二 段を設ける場合は、当該段は、次に掲げる基準に適合するものであること。

二 手すりが両側に設けられていること。

イ 踏面の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

二 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。

三 回り段がないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

四 踏面の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

五 踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであること。

六 段鼻の突き出しの他のつまづきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

七 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

八 照明設備が設けられていること。

**第九条** 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という）。であつて公共交通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロック等）

（視覚障害者誘導用ブロック等）

通路その他のつまづきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

二 手すりが両側に設けられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

二 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

三 傾斜路の勾配部分は、その接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであること。

四 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

（エスカレーター）

第七条 エスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けなければならない。（階段）

第八条 階段（踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 手すりが両側に設けられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

二 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。

（標識）

**第十一条** エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（次条において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は次条第一項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けなければならない。

前項の標識は、日本産業規格Z8-220に適合するものでなければならない。

（移動等円滑化のための主要な設備の配置等の案内）

**第十二条** 公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅及び軌道停留場にあつては、当該出入口又は改札口。次項及び第七十五条において同じ。）の付近には、移動等円滑化のための主要な設備

（第四条第三項前段の規定により視覚障害者誘導用ブロックを敷設する設備を設けなければならない。ただし、視覚障害者の誘導を行なう者が常駐する二以上の設備がある場合であつて、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない）

前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等と第四条第七項第十号の基準に適合する乗降ロビーに設ける操作盤、第十一

二 条第二項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第十六条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設しなければならない。ただし、前項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

二 倾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

二 手すりが両側に設けられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

（エスカレーター）

第七条 エスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けなければならない。（階段）

第八条 階段（踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 手すりが両側に設けられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

二 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。

（通行情報提供設備）

第十条 車両等の運行（運航を含む。第七十四条において同じ。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

一 便所内に車椅子使用者者が円滑に利用することができる構造の便房（次条において「車椅子使用者用便房」という。）及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房がそれぞれ又は同一の便房として一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられていること。

二 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の便所であること。

**第十四条** 前条第二項第一号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

（標識）

**第十五条** 前条第二項第一号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。

一 移動等円滑化された経路と便所との間の経路における通路のうち一以上は、第四条第五項各号に掲げる基準に適合するものであること。

二 出入口の幅は、八十分センチメートル以上で支障となる段がないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

三 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

四 出入口には、車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

五 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

一 出入口付近に、男子用及び女子用の便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。

二 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

三 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他の構造を音、点字その他の方法により視

覺障害者に示すための設備が設けられていること。

二 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

三 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他の構造を音、点字その他の方法により視

覺障害者に示すための設備が設けられていること。

- |   |
|---|
| <p><b>第三条</b> 円滑な利用に適した設備が設けられていること。</p> <p><b>第四条</b> 第一項第二号、第五号及び第六号の規定は、前項の便房について準用する。</p> <p>前条第二項第一号の高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房には、出入口に当該便房が高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けたものであることを表示する標識を設けなければならない。</p>  |
| <p><b>第五条</b> 第十三条第二項第二号の便所には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けなければならない。</p> <p><b>第六条</b> 前条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号並びに同条第二項第二号及び第三号の規定は、第十三条第二項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房が車椅子使用者用便房」とあるのは「当該便所が高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造のもの」と読み替えるものとする。</p>  |
| <p><b>第五款</b> その他の旅客用設備<br/>(乗車券等販売所、待合所及び案内所)</p> <p><b>第十六条</b> 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 移動等円滑化された経路と乗車券等販売所との間の経路における通路のうち一以上は、第四条第五項各号に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>二 出入口を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 幅は、八十七センチメートル以上であること。</p> <p>ロ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ハ 二に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>二 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> |
| <p>(2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>ハ 二に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>二 構造上の理由によりやむを得ず段を設け</p>   |

- 三 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るために設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

（券売機）

第十七条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならぬ。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

（休憩設備）

第十八条 高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一以上設けなければならない。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

2 前項の設備に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けなければならない。

第三節 鉄道駅

（移動等円滑化された経路）

第十九条 鉄道駅において移動等円滑化された経路に改札口を設ける場合は、そのうち一以上は、幅が八十分チメートル以上でなければならぬ。

（改札口）

第二十条 鉄道駅において自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改

- 機への進入の可否を、容易に識別することができる方法で表示しなければならない。

(プラットホーム)

**第二十条** 鉄道駅のプラットホームは、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものであること。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。

二 プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らであること。

三 プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備が一以上備えられてること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

四 排水のための横断勾配は、一ペーセントが標準であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

五 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

六 発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム(鋼索鉄道に係るものを除く)。については、ホームドア又は可動式ホーム柵(旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合には、内方線付き点状プロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備)が設けられていること。

七 前号に掲げるプラットホーム以外のプラットホームにあつては、ホームドア、可動式ホーム柵、内方線付き点状プロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備が設けられていること。

八 プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するための柵が設けられてゐること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれがない場合は、この限りでない。

九 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設

- けられていること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

十 照明設備が設けられていること。

(車椅子使用者用乗降口の案内)

第二十一条 鉄道駅の適切な場所において、第三十二条第一項又は第二項の規定により列車に設けられる車椅子スペースに通ずる第三十一条第三号の基準に適合した旅客用乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示しなければならない。ただし、当該プラットホーム上の位置が一定していない場合は、この限りでない。

#### 第四節 軌道停留場

(準用)

第二十二条 前節の規定は、軌道停留場について準用する。

#### 第五節 バスター・ミナル

(乗降場)

第二十三条 バスター・ミナルの乗降場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

二 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の乗合バス車両の通行、停留又は駐車の用に供する場所（以下この号において「乗合バス車両用場所」という。）に接する部分には、柵、点状プロックその他の視覚障害者の乗合バス車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

三 当該乗降場に接して停留する乗合バス車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

#### 第六節 旅客船ターミナル

(乗降用設備)

第二十四条 旅客船ターミナルにおいて船舶に乗降するためのタラントブその他設備（以下この節及び第八十二条において「乗降用設備」という。）を設置する場合は、当該乗降用設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 車椅子使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものであること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。



書及び第六項ただし書を除く。)の規定は、低床式軌道車両(旅客用乗降口の床面の軌条面からの高さが四十センチメートル以下の軌道車両であつて、旅客用乗降口から客室の主要部分までの通路の床面に段がないものをいう。)について準用する。この場合において、第三十二条第一項中「鉄道事業法施行規則(昭和六十二年運輸省令第六号)第三十二条第一項に規定する特別急行料金等」とあるのは、「軌道法施行規則(大正十二年/内務/鉄道/省令)第二十一一条第二項第二号に規定する料金」と読み替えるものとする。

### 第三節 乗合バス車両

#### (適用範囲) 乗合バス車両の構造及び設備について

第三十六条 乗合バス車両の構造及び設備については、この節の定めるところによる。

第三十七条 乗降口の踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段を容易に識別できるものでなければならぬ。

二 乗降口のうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。  
一 幅は、八十分センチメートル以上であること。

二 スロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備(国土交通大臣の定める基準に適合しているものに限る。)が備えられていないこと。

(床面)

第三十八条 国土交通大臣の定める方法により測定した床面の地上面からの高さは、六十五センチメートル以下でなければならない。

二 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものでなければならない。  
(車椅子スペース)

第三十九条 乗合バス車両には、次に掲げる基準に適合する車椅子スペースを一以上設けなければならない。

一 車椅子使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。  
二 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

三 車椅子を固定することができる設備が備えられていること。

四 車椅子スペースに座席を設ける場合は、当該座席は容易に折り畳むことができるものであること。

五 他の法令の規定により旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザーその他の装置を備えることとされ、他の装置が備えられていること。  
六 車椅子スペースである旨が表示されていること。  
七 前各号に掲げるもののほか、長さ、幅等について国土交通大臣の定める基準に適合するものであること。

### (優先席)

#### 第三十九条の二 乗合バス車両に優先席を設ける

場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けなければならない。

(通路)

第四十条 第三十七条第二項の基準に適合する乗降口と車椅子スペースとの間の通路の幅(容易に折り畳むことができる座席が設けられている場合は、当該座席を折り畳んだときの幅)は、八十分センチメートル以上でなければならない。

二 通路には、国土交通大臣が定める間隔で手すりを設けなければならない。

(運行情報提供設備等)

第四十一条 乗合バス車両内には、次に停車する停留所の名称その他の当該乗合バス車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。

二 乗合バス車両には、車外用放送設備を設けなければならない。

(意思疎通を図るために必要な設備)

第四十二条 乗合バス車両内には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るために必要な設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗合バス車両内に表示するものとする。

二 乗合バス車両の行き先を見やすいように表示しなければならない。

(福祉タクシー車両)

#### (適用範囲) 福祉タクシー車両

第四十三条の二 前節(第三十八条第一項、第三十九条第五号及び第六号、第三十九条の二、第三四十一条第二項、第四十一条第二項及び第三項並びに第四十三条を除く。)の規定は貸切バス車両について準用する。この場合において、第四十一条第一項中「次に停車する停留所の名称」とあるのは「目的地」と、「文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備」とあるのは「音声により提供するための設備」と読み替えるものとする。

二 乗合バス車両の前面、左側面及び後面に、乗合バス車両の行き先を見やすいように表示しなければならない。

(意味疎通を図るために必要な設備)

第四十四条 福祉タクシー車両の構造及び設備については、この節の定めるところによる。

(基準の適用除外)

第四十五条 地方運輸局長が、その構造により又はその運行の態様によりこの省令の規定により又難い特別の事由があると認定した乗合バス車両については、第三十七条から前条まで(第三十七条第一項、第三十八条第二項及び前条を除く。

く。に掲げる規定のうちから当該地方運輸局長が当該乗合バス車両ごとに指定したもののは、適用しない。  
三 車椅子又は寝台等の用具を備えておくスベーラーが一以上設けられていること。  
四 事業者名、車両番号、運賃、料金その他の情報をおよび点字により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。ただし、これらの設備が備えられている場合、この限りでない。  
五 聴覚障害者が文字により意思疎通を図るために必要な設備が備えられていること。  
六 事業者名、車両番号、運賃、料金その他の情報をおよび点字により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。ただし、これらはこの限りでない。  
七 聴覚障害者が文字により意思疎通を図るために必要な設備が備えられていること。

二 一車椅子又は寝台等の用具を備えておくスベーラーが一以上設けられていること。  
三 車椅子又は寝台等の用具を固定することができる乗合バス車両である場合は、車椅子使用者その他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。第九十六条第一項において同じ。は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。  
一 スロープ板、リフト、寝台等(寝台及び担架をいう。以下この項及び第九十六条第一項において同じ。)その他の車椅子使用者又は寝台等を使用している者の乗降を円滑にする設備が備えられていること。  
二 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。  
三 手すりが設けられていること。  
四 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

二 一車椅子又は寝台等の用具を備えておくスベーラーが一以上設けられていること。  
三 車椅子又は寝台等の用具を固定することができる乗合バス車両である場合は、車椅子使用者その他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。第九十六条第一項において同じ。は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。  
一 スロープ板、リフト、寝台等(寝台及び担架をいう。以下この項及び第九十六条第一項において同じ。)その他の車椅子使用者又は寝台等を使用している者の乗降を円滑にする設備が備えられていること。  
二 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。  
三 手すりが設けられていること。  
四 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

一 幅は、八十分チメートル以上であること。

二 スロープ板その他の車椅子使用者が円滑に通過できるための設備が備えられていること。  
車両区域の出入口のうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。  
一 幅は、八十分チメートル以上であること。

二 スロープ板その他の車椅子使用者が円滑に通過できるための設備が備えられていること。  
車両区域の出入口のうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。  
一 幅は、八十分チメートル以上であること。

三 高齢者、障害者等が車両から乗降するための場所であつて、次に掲げる基準に適合するもの（以下この号において「乗降場所」という。）が設けられていること。  
幅は、三百五十分チメートル以上である。

四 スロープ板その他の車椅子使用者が円滑に通過できるための設備が備えられていること。  
車両区域の出入口に隣接して設けられており、ただし、乗降場所と車両区域の出入口との間に幅が八十分チメートル以上である通路を一以上設ける場合は、この限りでない。

五 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。  
手すりが設けられていること。

六 椅子席、座席又は寝台であること。

（客席）  
第四十九条 航行予定時間が八時間未満の船舶の客席のうち旅客定員二十五人ごとに一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。  
一 椅子席、座席又は寝台であること。

二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。  
手すりが設けられていること。

三 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

四 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

五 スロープ板その他の車椅子使用者が円滑に通過できるための設備が備えられていること。

六 当該通路の末端の付近の広さは、車椅子の転回に支障のないものであること。

前項の規定は、基準適合客席及び船内車椅子の基準に適合する便所に限る。）、第五十五条の規定は、第一項の規定により設けられること。

三 座席又は寝台が設けられる場合は、その収容数二十五人ごとに一以上は、前項第二号から第四号までに掲げる基準に適合するものであること。

三 座席又は寝台が設けられる場合は、その収容数二十五人ごとに一以上は、前項第二号から第四号までに掲げる基準に適合するものであること。

（車椅子スペース）

第五十条 旅客定員百人ごとに一以上の割合で、次に掲げる基準に適合する車椅子スペースを車椅子使用者が円滑に利用できる場所に設けなければならぬ。ただし、航行予定時間が八時間以上であり、かつ、客席として座席又は寝台のみが設けられている船舶については、この限りでない。  
一 車椅子使用者が円滑に利用するために十分な広さが確保されていること。  
二 車椅子使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。  
三 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

四 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

五 車椅子を固定することができる設備が設けられていること。

六 車椅子スペースである旨が表示されていること。

（通路）  
第五十一条 第四十八条第一項の基準に適合する出入口及び同条第二項の基準に適合する車両区域の出入口と第四十九条第一項又は第二項の基準に適合する客席（以下「基準適合客席」といいう。）及び前条の規定により設けられた車椅子スペース（以下「船内車椅子スペース」という。）との間の通路のうちそれぞれ一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。  
一 幅は、八十分チメートル以上であること。

二 手すりが設けられていること。

三 手すりの端部の付近には、当該通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

四 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

五 スロープ板その他の車椅子使用者が円滑に通過できるための設備が備えられていること。

六 当該通路の末端の付近の広さは、車椅子の転回に支障のないものであること。

前項の規定は、基準適合客席及び船内車椅子の基準に適合する便所に限る。）、第五十五条の規定は、第一項の規定により設けられること。

三 座席又は寝台が設けられる場合は、その収容数二十五人ごとに一以上は、前項第二号から第四号までに掲げる基準に適合するものであること。

三 座席又は寝台が設けられる場合は、その収容数二十五人ごとに一以上は、前項第二号から第四号までに掲げる基準に適合するものであること。

する売店及び総トン数二十トン以上の船舶の遊歩甲板（通常の航行時において旅客が使用する暴露甲板（通路と兼用のものは除く。）であつて、基準適合客席と同一の甲板上にあるものをいう。第五十七条において同じ。）をいう。以下の間の通路のうちそれぞれ一以上同じ。）との間の通路のうちそれぞれ一以上同じ。）とあるのは、「幅は百四十分チメートル以上であり、かつ、客席として座席又は寝台のみが設けられている船舶については、この限りではない。

一 車椅子使用者が円滑に利用するため十分な広さが確保されていること。  
二 車椅子使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。  
三 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。  
四 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。  
五 車椅子を固定することができる設備が設けられていること。  
六 車椅子スペースである旨が表示されていること。  
（階段）  
第五十二条 第八条（同条第一号ただし書、第三号ただし書及び第八号を除く。）の規定は、前条第一項及び第二項の通路に設置される階段に一号中「手すりが両側に」とあるのは、「手すりが」と読み替えるものとする。  
（昇降機）  
第五十三条 第四十八条第一項の基準に適合する出入口及び同条第二項の基準に適合する車両区域の出入口と基準適合客席又は船内車椅子スペースが別甲板にある場合には、第五十五条の規定に適合する通路に、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であつて高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものを一以上設けなければならない。  
一 勤務する者を呼び出すための装置が設けられること。  
二 基準適合客席又は船内車椅子スペースと船内旅客用設備が別甲板にある場合には、第五十五条の規定において準用する同条第一項の基準に適合する通路にエレベーターを一以上設けなければならない。  
三 第四条第九項（同項第一号及び第六号を除く。）の規定は、第一項の規定により設けられるエスカレーターについて準用する。  
四 第一条の規定により設けられるエスカレーターが一とあるのは、「奥行きは百三十五センチメートル以上」と読み替えるものとする。  
五 第四条第七項（同項第四号を除く。）及び第二項第二号の規定は、前項の規定により設けられるエスカレーターについて準用する。  
六 第十三条第一項の規定は、船舶に便所を設ける場合について準用する。  
（便所）  
第五十四条 便所を設ける場合は、腰掛便座及び手すりが設けられた便所を一以上設けなければならない。  
一 第十三条第二項、第十四条（同条第一項第一号、第三号ただし書及び第四項を除く。）及び第五十五条第二項の規定は、他の法令の規定により便所を設けることとされている船舶の便所について準用する。この場合において、第十三条第二項第一号中「及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所がそれぞれ又は同一の便所として一以上」とあるのは、「が一以上」と、第十四条第一項第四号中「車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房がそれぞれ又は同一の便房として一以上」とあるのは、「が一以上」と、第十四条第一項第一号中「車椅子使用者用便房」と、同条第二項第三号中「腰掛便座、手すりその他の車椅子使用者の円滑な利用に適した設備」とあるのは、「手を洗うための水洗器具」と、第十五条第二項中「前条第一項第十一号の規定は、第一項の規定により設けられること。

一號から第三号まで」とあるのは「前条第一項第二号、第三号(ただし書を除く。)」と、「高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造のもの」とあるのは「車椅子使用者が円滑に利用することができる構造のもの」と、同項第三号中「腰掛便座、手すりその他の車椅子使用者の円滑な利用に適した設備」とあるのは「手を洗うための水洗器具」と読み替えるものとする。

(食堂)

**第五十五条** 専ら旅客の食事の用に供する食堂を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 出入口の幅は、八十センチメートル以上であること。
- 二 出入口には段がないこと。
- 三 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 四 椅子の収容数百人ごとに一以上の割合で、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造を有するテーブルを配置すること。

五 聴覚障害者が文字により意思疎通を図るために設備が備えられていること。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該食堂に表示すること。

(売店)

**第五十六条** 一以上の売店(専ら人手により物品の販売を行うための設備に限る。第百五条において同じ。)には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るために設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該売店に表示するものとする。

(遊歩甲板)

**第五十七条** 総トン数二十トン以上の船舶の遊歩甲板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

二 段を設ける場合は、スロープ板その他の車椅子使用者が円滑に通過できるための設備が備えられること。

三 戸(遊歩甲板の出入口の戸を除く。)を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 幅は、八十分チメートル以上であること。

ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

四 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

**第五十八条** 階段及びエスカレーターの上端及び下端並びにエレベーターの操作盤に近接する通路には、点状ブロックを敷設しなければならない。

(運航情報提供設備)

**第五十九条** 目的港の港名その他の当該船舶の運航に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。

(基準適合客席、船内車椅子スペース、昇降機、船内旅客用設備及び非常口の配置の案内)

**第六十条** 基準適合客席、船内車椅子スペース、昇降機、船内旅客用設備及び非常口の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。

2 基準適合客席、船内車椅子スペース、昇降機、船内旅客用設備及び非常口の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

(基準の適用除外)

**第六十一条** 一般定期航路事業の用に供する総トン数五トン未満の船舶及び旅客不定期航路事業の用に供する総トン数二百トン未満の船舶については、この省令の規定によらないことができない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該売店に表示するものとする。

2 地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下この項において同じ。)が、その構造又は航行の態様によりこの省令の規定により難い特別の事由があると認定した船舶については、第四十七條から前条までに掲げる規定のうちから当該地方運輸局長が当該船舶ごとに指定したものは、適用しない。

3 第四十三条第二項から第四項まで(同条第三項第二号を除く。)の規定は、前項の認定について準用する。この場合において、同条第三項第三号中「車台番号」とあるのは、「船名及び船舶番号又は船舶検査済票の番号」と、同項第四号中「使用の本拠の位置」とあるのは、「就航航路」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により準用される第四十三条第三項の申請書は、運輸支局長又は海事事務所長を経由して提出することができる。

(適用範囲)

**第六十二条** 航空機の構造及び設備については、この節の定めるところによる。

椅子を使用する者が円滑に通行することができる構造でなければならない。

(可動式のひじ掛け)

**第六十四条** 客席数が三十以上の航空機には、通路に面する客席(構造上の理由によりひじ掛けを可動式とできないものを除く。)の半数以上について、通路側に可動式のひじ掛けを設ければならない。

(車椅子の備付け)

**第六十五条** 客席数が六十以上の航空機には、当該航空機内において利用できる車椅子を備えなければならない。

(運航情報提供設備)

**第六十六条** 客席数が三十以上の航空機には、当該航空機の運航に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。

(便所)

**第六十七条** 通路が二以上の航空機には、車椅子使用者が円滑に利用することができる構造の便所を一以上設けなければならない。

(第四章 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法)

**第一節 総則**

(旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準の遵守に係る体制の確保)

**第六十八条** 公共交通事業者等は、この章に定める旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を遵守するため、人員の配置その他の必要な体制の確保を図らなければならぬ。

**第二節 旅客施設**

(適用範囲)

**第一款 総則**

**第六十九条** 旅客施設を使用した役務の提供の方針については、この節の定めるところによる。

(第二款 共通事項)

1. 移動等円滑化された経路

2. 移動等円滑化された経路を構成するエレベータについて、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

3. 籠内については、第四条第七項第二号ただし書の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、開閉する籠の出入口が音声により知らされるようにする。

4. 籠内については、第四条第七項第八号の設備が設けられた場合には、当該設備を使用し







部分中「地方運輸局長」とあるのは「国土交通大臣」と、同項第二号中「車種及び記号番号」とあるのは「種類及び型式」と、同項第三号中「車両番号」とあるのは「国籍記号及び登録記号」と、同項第五号中「製造年月日」とあるのは「耐空証明を受けた年月日（これに準ずるものとのして国土交通大臣が認める航空機にあっては、その準ずる事由及び当該準ずる事由が生じた年月日）」と、第六項中「地方運輸局長」とあるのは「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

### 附 則 (平成三〇年三月三〇日国土交通省令第一三号)

(施行期日)

1 この省令は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、第二章第一節及び第二節の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第九条第一項の申請又は同条第二項の政令で定める法令の規定若しくは同項の規定による届出をした旅客施設で、第十三条から第十五条まで、第十八条の二並びに第二十条第一項第六号及び第七号の規定は適用せず、なお前前の例による。

附 則 (平成三〇年九月一〇日国土交通省令第七号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月八日国土交通省令第七号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条规定し書に規定する規定の施行の日（平成三十一年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。  
（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置）  
第三条 施行日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶については、平成三十一年十

月一日前に建造に着手されたもの）であつて、平成三十五年四月一日前に船舶所有者に引き渡されたもの（旅客不定期航路事業者が施行後に新たにその事業の用に供するもののうち、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）が認定したものに限る。）については、この省令の規定のうちから当該地方運輸局長が当該船舶ごとに指定したものは、適用しない。  
前項の認定は、条件又は期限を付して行うことができる。

2 前項の認定は、条件又は期限を付して行うことができる。

3 第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所  
二 船名及び船舶番号  
三 就航航路

四 建造契約が結ばれた年月日（建造契約がない船舶については、建造に着手した年月日）  
五 及び船舶所有者に引き渡された年月日

六 認定により適用を除外する規定  
七 認定により適用を除外する規定

四 地方運輸局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の認定を取り消すことができる。

一 認定の取消しを求める申請があつたとき。  
二 第二項の規定による条件に違反したとき。

五 第三項の申請書は、運輸支局長又は海事事務所長を経由して提出することができる。

六 認定を必要とする理由  
七 認定により適用を除外する規定

五 地方運輸局長は、第一項の規定による申請に係る契約が結ばれた年月日及び鉄道事業者に引き渡された年月日

六 認定により適用を除外する規定  
七 認定を必要とする理由

五 地方運輸局長は、第一項の規定による申請に係る契約が結ばれた年月日及び鉄道事業者に引き渡される年月日

六 認定により適用を除外する規定  
七 認定を必要とする理由

五 地方運輸局長は、第一項の規定による申請に係る契約が結ばれた年月日及び鉄道事業者に引き渡される年月日

六 認定により適用を除外する規定  
七 認定を必要とする理由

五 地方運輸局長は、第一項の規定による申請に係る契約が結ばれた年月日及び鉄道事業者に引き渡される年月日

六 認定により適用を除外する規定  
七 認定を必要とする理由

る。)については、第二条の規定による改正後の移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（第三項及び第五項において「新令」といふ）第三十二条第二項の規定が適用される（当該鉄道事業者がこの省令の施行後に新たにその事業の用に供するもののうち、当該鉄道事業者の申請によりやむを得ない理由があると地方運輸局長が認定したものに限

る。)については、第二条の規定による改正後の移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（第三十二条第二項）とあるのは「第三十五条中「第三十二条第二項」とあるのは「第三十四条又は第三十五条において準用する第三十二条第二項」と、第一項から第三項まで及び前項中「地方運輸局長」とあるのは「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

同項の規定の全部又は一部の適用の除外を申請することができる。

一 この省令の施行前に製造に係る契約が結ばれたものであること。  
二 令和五年六月三十日前に当該鉄道事業者に引き渡されるものであること。  
三 当該鉄道事業者がこの省令の施行後に新たにその事業の用に供するものであること。

前項の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所  
二 車種及び記号番号  
三 車両番号  
四 使用区間

一 氏名又は名称及び住所  
二 車種及び記号番号  
三 車両番号  
四 使用区間